

## 商店街振興組合設立認可等事務処理要領

商店街振興組合法に基づき市が組合に対してする行政行為のうち1に掲げるものの事務処理については、原則としてこの要領によるものとする。

### 1 行政行為

- (1) 設立の認可 (第36条第1項)
- (2) 総会の招集の承認 (第59条)
- (3) 定款の変更の認可 (第62条第2項)
- (4) 組合の合併の認可 (第73条第3項)
- (5) 報告の徴収 (第83条)
- (6) 業務改善命令 (第85条)
- (7) 解散命令 (第86条)
- (8) 弁明の機会の提供 (第87条)
- (9) 組合への組織変更の認可 (附則第3条第5項)

### 2 申請書の作成等

- (1) 申請書等の様式は、商店街振興組合法施行規則に基づく様式を使用し、横書きとする。なお、添付書類にあっても横書きとする。
- (2) 申請書に記載されるべき申請人が法人である場合には、法人の名称とともにその代表者の氏名をあわせて記載するものとする。
- (3) 申請書の提出部数は、2通とし、このうち1通は市にとどめ、他の1通は認可書または承認書に添付して申請人に還付するものとする。
- (4) 認可書または承認書は、申請書と綴じ合わせ、その綴目に市長印を押捺するものとする。
- (5) 認可書を申請人に交付する場合において、その認可が登記に係るものであるときは、登記の申請に際し、その申請書に認可書を添えて提出するとともに、登記が完了した後において、原本の返還を登記所に請求し、かつ、返還された認可書を組合が保管するよう注意を与えるものとする。
- (6) 認可書及び承認書は、横書きとする。

### 3 組合台帳

組合台帳を作成し、下記事項を記入し当該組合の状況を取りまとめるものとする。

- (1) 組合の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 設立の認可の年月日
- (4) 成立の年月日
- (5) 成立届の提出の年月日
- (6) 代表理事の住所及び氏名
- (7) 地区
- (8) 組合員の資格
- (9) 理事及び監事の数
- (10) 役員住所又は氏名の変更届の提出の年月日
- (11) 定款の認可の年月日及び内容の概略

- (12) 合併の認可の年月日（存続、消滅）
- (13) 組合への組織変更の認可の年月日
- (14) 解散の年月日及び解散届の提出の年月日ならびに理由
- (15) 備考（総会招集の承認の申請、不服の申立、検査の請求、報告の徴収、業務改善命令等を記入する）

#### 4 認可書等の様式

認可書等は次の様式によるものとする。

##### (1) 設立の認可

---

年 月 日

〇〇組合（連合会）発起人  
〇〇〇〇 様

船橋市長 印

商店街振興組合（連合会）の設立認可について  
年 月 日付けで申請のあった〇〇組合（連合会）の設立は、商店街振興組合法第36条第1項の規定により認可する。  
なお、定款が下記のとおり訂正されていることを確認する。

記

第〇条中〇字抹消〇字挿入、第〇条第〇項中〇字抹消、第〇条第〇項中〇字挿入

- 
- ※ 1. 宛先は申請書に記載されている発起人1人  
2. 訂正部分の確認には、「〇字訂正」とせず「〇字抹消〇字挿入」とすること。

##### (2) 総会招集の承認

---

船橋市 指令第 号  
年 月 日

〇〇組合（連合会）  
〇〇〇〇 様

船橋市長 印

商店街振興組合（連合会）の総会の招集の承認について  
年 月 日付けで申請のあった〇〇組合（連合会）の総会の招集は、商店街振興組合法第59条の規定により承認する。

---

(注) 申請書に添付すべき組合員名簿は、商店街振興組合法第52条の規定により組合に備え付けてあるものの謄本であることが望ましいが、これ

を提出させることが困難である場合には、同条第2項第1号の事項のみを記載した抄本を提出させ、組合に原本を呈示することを命じ、これと対比して確認すること。

(3) 定款の変更の認可

---

年 月 日

〇〇組合（連合会）  
理事長 〇〇〇〇 様

船橋市長 印

商店街振興組合（連合会）の定款の変更の認可について  
年 月 日付けで申請のあった〇〇組合（連合会）の定款の変更は、商店街振興組合法第62条第2項の規定により認可する。

なお、定款中の変更しようとする箇所を記載した書面が下記のとおり訂正されていることを確認する。

記

（新旧対照式の場合）

第〇条中〇字抹消〇字挿入、第〇条第〇項中〇字抹消、第〇条第〇項中〇字挿入

（加除式の場合）

第〇条の改正規定中〇字抹消〇字挿入、第〇条第〇項の改正規定中〇字抹消

(4) 合併の認可

---

《イ 吸収合併の場合》

船橋市 指令第 号  
年 月 日

〇〇組合（連合会）  
理事長 〇〇〇〇 様

〇〇組合（連合会）  
理事長 〇〇〇〇 様

船橋市長 印

商店街振興組合（連合会）の合併の認可について  
年 月 日付けで申請のあった〇〇組合（連合会）及び〇〇組合（連合会）の合併については、商店街振興組合法第73条第3項の規定により認可する。

(4) 合併の認可

---

《ロ 新設合併の場合》

年 月 日

〇〇組合（連合会）設立委員  
〇〇〇〇 様

船橋市長 印

商店街振興組合（連合会）の合併の認可について  
年 月 日付けで申請のあった〇〇組合（連合会）及び〇〇組合（連合会）の合併については、商店街振興組合法第73条第3項の規定により認可する。

記

第〇条中〇字抹消〇字挿入、第〇条第〇項中〇字抹消、第〇条第〇項中〇字挿入

- 
- （注） イ 吸収合併の場合の認可書の宛先は、合併の当事者たる組合（連合会）のすべてを記載するものとする。  
ロ 新設合併の場合の認可書の宛先は、申請書に記載された設立委員の1人であればよい。

---

（5） 報告の徴収

年 月 日

〇〇組合（連合会）  
理事長 〇〇〇〇 様

船橋市長 印

商店街振興組合法第84条の規定に基づく報告の徴収について  
下記のとおり、商店街振興組合法第84条の規定により報告を命ずる。  
なお、この命令に違反して報告をせず、または虚偽の報告をしたときは、貴組合（連合会）の業務もしくは会計の状況を検査し、または商店街振興組合法第91条の規定により3万円以下の罰金に処することがあるから申し添える。

記

- 1 命令の理由
- 2 提出すべき報告の内容
- 3 報告の提出期限

---

（6） 業務改善命令

---

年 月 日

〇〇組合（連合会）  
理事長 〇〇〇〇 様

船橋市長 印

商店街振興組合法第 8 5 条の規定に基づく命令について

下記のとおり、商店街振興組合法第 8 5 条の規定により措置をとるべきことを命ずる。

なお、この命令に違反して措置をとらなかった場合には、同法第 8 6 条第 2 項の規定により貴組合（連合会）の解散を命じ、または第 9 2 条の規定により 1 万円以下の罰金に処することがあるから申し添える。

また、この命令に従って措置をとったときは、遅延なくその経過及び結果を報告されたい。

記

- 1 命令の理由
- 2 とるべき措置の内容
- 3 措置をとるべき期限

---

#### （7） 解散命令

---

法第 8 6 条第 1 項に基づく解散命令

年 月 日

〇〇組合（連合会）  
理事長 〇〇〇〇 様

船橋市長 印

商店街振興組合法第 8 6 条第 1 項の規定に基づく解散命令について

貴組合（連合会）は、商店街振興組合法第 3 6 条第 2 項に規定する設立要件を欠くに至り、かつ同法第 8 7 条の規定に基づく弁明の機会をも放棄したと認められるので（弁明の内容も適当であるとは認められないので）、同法第 8 6 条第 1 項の規定により解散を命ずる。

---

#### （7） 解散命令

---

法第 8 6 条第 2 項に基づく解散命令

年 月 日

〇〇組合（連合会）

理事長 ○○○○ 様

船橋市長 印

商店街振興組合法第86条第2項の規定に基づく解散命令について  
年 月 日付け 第○○号をもって、貴組合（連合会）に対し、  
商店街振興組合法第85条の規定による命令をしたが、これに違反して措置を講ぜず、かつ  
弁明の機会をも放棄したと認められるので（弁明内容も今後の正常な運営を確保することが  
できると認められるので）、同法第86条第2項の規定により解散を命ずる。

---

(8) 弁明の機会の供与

---

年 月 日

○○組合（連合会）  
理事長 ○○○○ 様

船橋市長 印

商店街振興組合法第87条の規定に基づく弁明の機会の供与について  
下記のとおり、商店街振興組合法第86条第1項（第2項）の規定に基づき、  
貴組合（連合会）に対して解散を命ずるに際し、同法第87条の規定による弁  
明の機会を与えるから、期日までに当庁に出頭し、または当庁あてに書面をも  
って弁明されたい。

なお、期日までに弁明がなされない場合には、弁明を放棄したものと認めて、  
ただちに解散を命ずることとするから承知されたい。

記

- 1 解散を命じようとする理由
- 2 弁明をすべき期限

---

(9) 組織変更の認可

---

年 月 日

○○組合（連合会）  
理事長 ○○○○ 様

船橋市長 印

商店街振興組合（連合会）への組織変更の認可について  
年 月 日付けで申請のあった○○組合（連合会）への組織変更  
は、商店街振興組合法附則第3条第5項の規定により認可する。

なお、定款が下記のとおり訂正されていることを確認する。

記

第○条中○字抹消○字挿入、第○条第○項中○字抹消、第○条第○項中○字挿入

---